

食と農の魅力発信事業業務委託 仕様書（案）

令和8年2月

岡山市 産業観光局 農林水産部 農林水産課

第1章 業務趣旨

第1節 業務目的

岡山市産農産物のプロモーションを行うとともに、将来の農業の担い手となりえる小中学生とその保護者を対象に農業を体験する機会を提供することで、岡山市産農産物の消費振興及び農産物を作る喜びや食の大切さを実感し、農業への理解を深めることを目的とする。

第2節 業務期間

本業務の期間は、契約日から令和9年3月26日（金曜日）までとする。

第3節 担当課

岡山市 産業観光局 農林水産部 農林水産課

第2章 業務内容

業務の目的に沿って、①販売イベントを含む岡山市産農産物のプロモーションを行うとともに、②小中学生とその保護者を対象に農業を体験する機会の提供を行うこと。この2点を踏まえ、受託者は下記内容をすべて実施すること。

第1節 イベント開催に関すること

第1項 企画全般に関する業務

ア 業務目的を踏まえて、適切な実施方針を設定すること。

イ 以下に示す概要に沿って、業務目的を最大限達成し得ると考えられる企画を実施すること。

ウ

① 岡山市産農産物プロモーション（販売イベントを含む）の概要

実施期間	契約日から令和9年3月中旬まで
プロモーション	岡山市産農産物の消費振興につながるよう販売イベントを運営するとともに、販売イベント告知や農産物をPRする
販売イベント 実施場所	・岡山駅地下エキチカひろば（無料）での実施を想定している。 ・エキチカひろばより多くの来場が見込める会場があればこの限りでないが、会場使用料が発生する場合は受託者の負担とする。
販売イベント日 及び想定品目	下記の日程で実施すること。 令和8年7月17日（金）～19日（日）（桃、ぶどう） 9月 5日（土）（ぶどう、野菜、米）、 令和9年3月 6日（土）（苺、野菜、米）
特記事項	7月の販売イベントについては、岡山市農業協同組合（以下 JA 岡山）で実施するので受託者による従事は不要とし、イベント告知を中心としたプロモーションを行うこと。 販売イベント実施日数は9月と3月にそれぞれ上記の1日とし、有機農産物の販売またはPRも行うこと。

② 農業を体験する機会の提供（作付・収穫体験等のイベント）の概要

実施期間	契約日から11月末まで
------	-------------

実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市内の圃場で行うこととし、受託者が手配及び管理、費用負担をすること。 ・実施する圃場は通路を含む一体的なもので、その面積は250㎡以上とし、周辺に駐車場、農機具倉庫等が確保できること。 ・1組あたりの栽培用区画は10㎡以上とし、作物ごとの栽培に適した間隔を確保するとともに利便性を考慮した区画設定とすること。また、1組ごとの栽培用区画以外に、参加者共用の区画を設定することも可能とする。 ・圃場の所在地及び面積、レイアウト案を提示すること。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場において、参加者を対象に農作物の作付けや収穫の体験を行う。 ・作付け品目は、ミニトマト、ピーマン、ナス、トウモロコシ等の夏野菜を4種類程度とサツマイモの栽培を想定している。 ・事業実施期間に全員参加のイベントを3回程度行うこと。イベント内容は、栽培教室、芋ほりなどを想定している。イベントごとに座学の実施を含めた、参加者と生産者等との意見交換を行う場を設けること。 ・受託者と参加者によるSNSによる情報提供の場を設けるなど、圃場における作物の生育状況や収穫適期等について適宜情報発信すること。
対象者	小学生、中学生とその保護者等
参加人数	10組（30人程度を想定）
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の栽培に関するアドバイザーを3人程度手配し、必要に応じて参加者に助言等ができる体制をつくること。 ・参加者は、農作物の栽培や除草、水やり等の作業を行うこととするが、作業に来られない期間等については、アドバイザー等が必要に応じてその作業を代行すること。 ・農作物の栽培方法（有機農業等）は問わない。 ・全員参加のイベント以外でも参加者が数回水やりや草抜きなど圃場管理を行うことを告知して参加者を募ること。 ・安全で楽しい農作業となるよう、当該事業でのルールを記した同意書を参加者から徴収すること。

第2項 運営に関する業務

① 岡山市産農産物のプロモーション（販売イベントを含む）の実施

ア 運営計画の策定（販売イベントを含む岡山市産農産物のプロモーション全般）

イ 販売イベント会場の手配、レイアウトの決定・・・岡山市と調整し行うこと。

ウ 農産物の手配・・・J A岡山と調整し、販売する農産物を調達すること。

エ 販売イベント運営に係る管理統括

オ 販売イベントに必要な人員の手配（販売スタッフ）・・・9月頃と3月頃の販売イベントは金銭の管理や農産物の説明等のためJ A岡山職員が1，2名従事することを想

定している。有機農産物を販売する場合、当日の販売物品及び金銭の管理は生産者または受託者が行うこと。出展料は徴収しないこと。

- カ 販売イベントに必要な什器、掲示物等の確保
- キ 販売イベントの告知
- ク 販売イベントへの誘客
- ケ 来場者に対するアンケート（感想・意見等）の作成・実施・集計
- コ 農産物プロモーションツールの作成及びプロモーション

② 農業を体験する機会の提供（作付・収穫体験等のイベント）の実施

- ア 運営計画の策定（作物、農業用資材、管理者等）
- イ 農場の手配 圃場を実施期間において手配すること。
 - 苗等の手配 参加者が栽培する作物の苗を手配すること。ミニトマト、ナス、ピーマンなどは1組3株程度、トウモロコシは5株程度とする。サツマイモは1組あたり5株程度とする（夏野菜の収穫が可能となるよう作物によっては作付けを行っておくこと）。
 - 農場の管理 参加者ごとに夏野菜の栽培が可能な区画を区切ること。必要に応じて施肥等を行うこと。また除草や水やり等の作業を補助的に行うこと。当該事業の実施場所がわかるよう看板等の表示をすること。
- ウ 運営に必要な人員の確保（講師、アドバイザー、スタッフ）
- エ 参加者の募集及び管理
- オ 講師、農場の管理者の手配及び報償等の支払い
- カ 事前準備、運営及び必要な資料等の作成、消耗品等の準備
- キ 参加者に対するアンケート（感想・意見等）の作成・実施・集計

① ②共通

- ア 運営計画に基づく進捗管理
- イ 運営に係る管理統括
- ウ 事業実施のための運営マニュアル（事前準備及び当日業務）の作成
- エ 事業の実施にあたり必要となる官公庁等への許諾等に関する申請書類の作成、提出等の実施
- オ 関係者との連絡調整及び岡山市との会議の開催
- カ 緊急時（地震・火災発生時）の危機管理や事故防止対策等の安全対策の実施
- キ 経費内訳書の作成及び提出
- ク 事故に備えた損害賠償保険への加入

第2節 広報宣伝に関すること

事業効果が高まる効果的な情報発信を行うため、広報宣伝の実施及び告知ツールを制作すること。販売イベントの告知を含む岡山市産農産物のプロモーション、収穫体験の参加者の募集を行うこと。

- ア 広報宣伝媒体の選定・契約・企画・制作等全般を行うこと。
- イ 媒体の選定にあたっては、事業効果が最大限に得られると想定される媒体を選択し、広報を実施すること。
- ウ 広報にあたってはイベントの名称を提案して、岡山市と協議の上、決定すること。

第3章 業務実施の条件

第1節 基本事項

- ア 本業務で外部協力者（業者の再委任等）が必要な場合は、事前に岡山市と協議し承認を得ること。
- イ 運営に関わる人数及び物品数・内容は、岡山市との協議により変動することがある。
- ウ 本業務に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。

第2節 定例会議の実施

ア 業務開始時会議（1回）

本業務の開始にあたり、契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議等を行うための業務開始時会議を開催すること。

イ 定例会議（月1回以上）

本業務を適正かつ円滑に実施するため、定例会議を開催し、本業務の報告をするとともに、監督員と協議の上、本業務の進捗確認を行うこととする。

ウ 随時会議

緊急を要する事項が発生した場合又は岡山市が必要と判断した場合は、上記の会議以外にも随時会議を開催する。

エ 会議日時及び場所

- ・日時：本業務の契約締結後に岡山市と受託者の協議により決定
- ・場所：岡山市が指定する場所

オ 打ち合わせ記録の作成・提出

受託者は会議終了後、速やかにその打合せ記録を作成・提出すること。

第3節 報告義務

本業務実施中、トラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに岡山市に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

第4節 成果品

第1項 報告書の提出

本業務に関する実績、評価を盛り込んだ委託業務報告書を2部作成し、イベントの様子がわかる写真やアンケートに関するデータとあわせて提出すること。報告書はすべて日本産業規格A列4版（一部A列3版可）カラー印刷にて作成すること。

第2項 成果品の帰属、著作権等

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き以下のとおりとする。

- ア 本業務で作成したすべての成果品の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- イ 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するも

のとする。

- ウ 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

第5節 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。また、本仕様書に明記されていない事項でも、本業務を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、岡山市との協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

第6節 法令・条例等の適用

受託者は、本業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- ア 岡山市契約規則
- イ 個人情報の保護に関する法律
- ウ その他の関係法令

第7節 秘密の保持

受託者は、本業務の実施にあたり、以下のとおり秘密の保持に努めなければならない。

- ア 受託者は、本業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または岡山市の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- イ 受託者は、本業務の遂行にあたり、「個人情報の保護に関する法律」に準じて、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。
- ウ 受託者は、本業務委託を実施する上で知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。

第8節 損害の賠償

本業務遂行中に受託者又は参加者が岡山市又は第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

第9節 貸与資料等

- ア 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料等は、受託者に無償で貸与するものとする。
- イ 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたときまたは本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。また貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど岡山市の指示に従った処置を行うこと。

第10節 本業務の管理

- ア 受託者は、岡山市の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や岡山市の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程

における本業務の管理（各作業の進捗状況の把握、岡山市が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、岡山市への迅速な状況報告等）を徹底すること。

イ 本業務の管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、岡山市の承認を得た上で、これを実施すること。

第11節 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、または報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、または岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

第12節 完了検査

受託者は、契約期間内に全作業工程を完了した時点で、岡山市の定める委託完了届を提出し岡山市の検査を受けるものとする。岡山市は委託完了届を受理した日から起算して10日以内に検査するものとする。

第13節 協議

ア 本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議のうえ岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。

イ 岡山市において必要と認めるときは、作業の変更または中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受託者に損害が生じたときは、岡山市はこれを賠償する。